

第 2 回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
議事次第

1. 日時： 2020 年 9 月 1 日（火）14:00-17:00
2. 場所： JICA 本部 113 会議室 および オンライン（Microsoft Teams）
3. 議題：
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 環境社会配慮ガイドラインレビュー調査結果及び包括的な検討の結果の説明・意見交換
 - ① 理念、気候変動
 - ② 対象事業、情報公開
 - ③ 国際基準、審査方法
 - ④ 環境社会影響評価、代替案検討
 - (3) その他
4. 今後の予定：

第 3 回

日時：2020 年 10 月 6 日（火）14:00-17:00

場所：JICA 本部 113 会議室 および オンライン（Microsoft Teams）

議題：環境社会配慮ガイドラインレビュー調査結果及び包括的な検討の結果の説明・意見交換 2

5. 配布資料：
 - (1) 議事次第
 - (2) 当日説明用資料
 - (3) 諮問委員会 日程表
 - (4) （参考資料）助言：環境社会配慮ガイドライン包括的検討①～④

以 上

環境社会配慮ガイドラインの 改定に関する諮問委員会 第二回会合

2020年9月1日

独立行政法人 国際協力機構

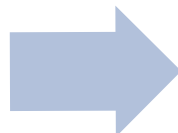
本日の議題

1. 環境社会配慮ガイドライン見直しの流れ
2. テーマ①理念、気候変動
3. テーマ②対象事業、情報公開
4. テーマ③国際基準、審査方法
5. テーマ④環境社会影響評価、代替案

1. これまでの見直しの流れ

レビュー調査

- 2018年2月～2020年1月にコンサルタントを雇用し実施
- 助言委員会に、実施方法、中間・最終報告書案の説明を随時行い、コメントを得ながら実施。
- 33の論点が抽出された。

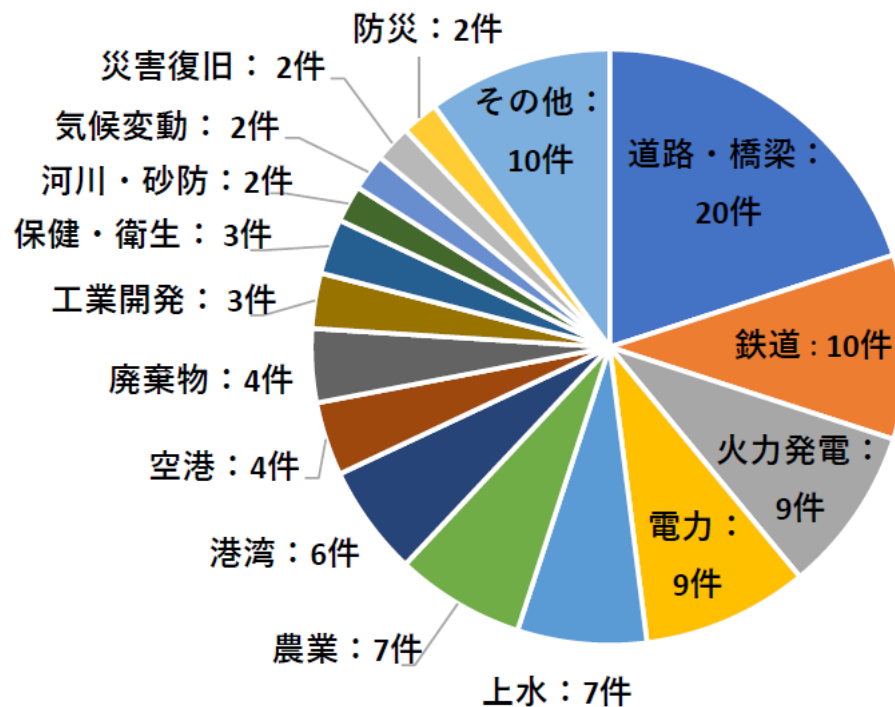
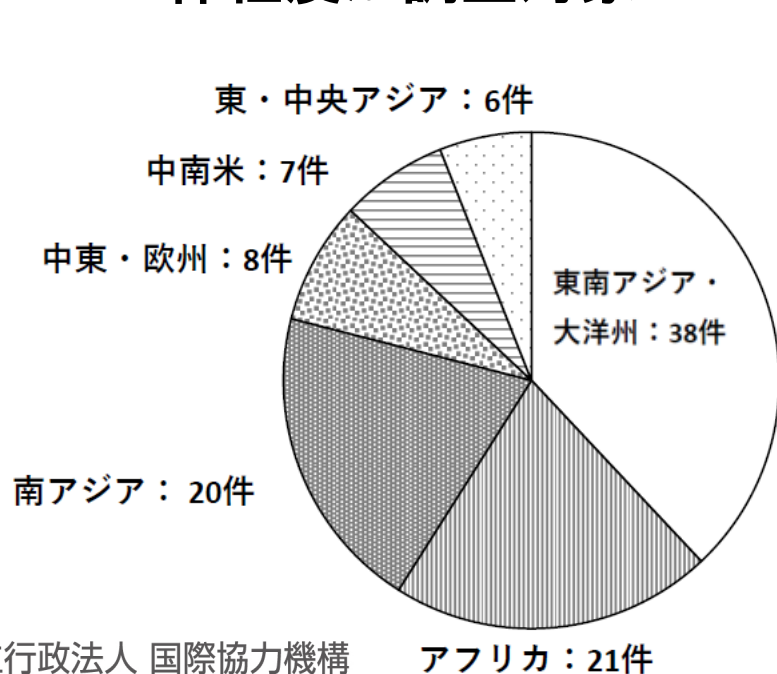


包括的な検討

- 2020年1月～5月にかけて実施
- レビュー調査で抽出された論点に基づき、助言委員会にて8つのテーマ分けを行いワーキング・グループ方式で実施。
- 67の助言が出された。

1-1. ガイドラインレビュー調査

- 目的：ガイドライン（GL）運用状況及びJICAを取り巻く環境変化をレビューし、GL改定に向けた論点（案）を整理・分析するもの
- 調査期間：2018年2月～2020年1月
- 調査対象事業：GL適用且つ2016年度末までに合意文書締結済みの約1,800案件（無償・有償・技協等）がレビュー対象母数。うち、カテゴリA全41件及びカテゴリB/C/FI案件59件、計100件程度が調査対象



1-1. ガイドラインレビュー調査

分析の視点

- 対象事業のガイドライン遵守の観点からみた
分析・課題抽出

例：情報公開の実施

ステークホルダー協議の実施方法

非自発的住民移転の補償内容の確認

- 国際潮流の変化、世界銀行（世銀）のセーフ
ガードポリシーの改定

例：パリ協定

開発協力大綱の制定

世銀の改定における変更点、国際金融公社（IFC）との比較

調査全体に対する助言委員会からコメント、パブリックコメントやNGO団体からの意見書を踏まえて実施

1-2. ガイドラインの包括的検討

- 目的：レビュー調査で特定された論点について、環境社会配慮助言委員会にて協議、助言を得るもの
- 助言委員会（ワーキンググループ：WG）開催実績

WG開催日	WGテーマ	助言数
2020年1月17日	① 理念、気候変動	9
2020年1月27日	② 対象事業、情報公開	10
2020年2月10日	③ 国際基準、審査方法	4
2020年2月21日	④ 環境社会影響評価、代替案検討	13
2020年3月13日	⑤ 人権、ステークホルダー、ジェンダー	6
2020年3月23日	⑥ 労働、汚染管理、コミュニティ	7
2020年4月20日	⑦ 自然生息地	9
2020年4月27日	⑧ 住民移転、先住民族	9

テーマ①理念、気候変動

テーマ① 理念、気候変動

	論点
論点1.1	開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応
論点1.2	持続可能な開発目標(SDGs)、パリ協定といった国際潮流への対応
論点1.3	事業による温室効果ガス(GHG)排出量の推計
論点1.4	技術的・財政的に実現可能で費用対効果のあるGHG排出量削減のための代替案の分析
論点1.5	世銀ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮

論点 1.1

開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応

論点 1.2

持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応

テーマ① レビュー調査結果（論点1.1, 1.2）

政府方針、国際的援助潮流

■ 政府方針

【開発協力大綱】

・ ODA（政府開発援助）を含む開発協力の政策理念を示す。非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、人間の安全保障の推進、自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話協働による自律的な発展に向けた協力を目指す。実施上の原則として、適正性確保のため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと、及び格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面の影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な参加者の参画に努めつつ開発協力を行うこと等が述べられている。

【質の高いインフラ投資の推進】

・ 日本政府は、新興国を中心とした世界のインフラ需要を満たすため、日本の質の高いインフラを輸出する目的で「質の高いインフラ投資」を実施。これはライフサイクルコストの低減等の経済性や包摂性、安全性強靱性、持続可能性等の質を確保したインフラを提供するもの。また、実施に当たってはJICAガイドライン（JICA GL）等の質の高いスタンダードの適用を行うことを目指している。なお、協力を戦略的に展開するため、手続きのさらなる迅速化を進める方針である。

（レビュー調査最終報告書p4-2）

日本政府方針、国際的援助潮流

■ 国際的援助潮流

【質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則】

・ 2016年にG7伊勢志摩サミットが開催され、首脳宣言の付属文書として「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」が発出された。同原則の3に「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks : MDBs）の基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」と社会環境面での影響への対応が述べられている。

（レビュー調査最終報告書p4-2）

政府方針、国際的援助潮流

■ 国際的援助潮流

【質の高いインフラ投資に関するG20 原則】

- ・ 2019年6月、G20大阪サミットが開催され、共通の戦略的方向性と高い志を示すものとして「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

- ・ この中で、以下の6原則が示された。

原則1 持続可能な成長や開発の達成のための、インフラによる正のインパクトの最大化

原則2 ライフサイクルコストを考慮した経済性向上

原則3 インフラ投資への環境配慮の統合

原則4 自然災害及び、その他のリスクに対する強靱性の構築

原則5 インフラ投資への社会配慮の統合

原則6 インフラ・ガバナンスの強化

テーマ①レビュー調査結果（論点1.1, 1.2）

■ 国際的援助潮流

【持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）】

・ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の目標。JICAは、飢餓栄養、健康、教育、水衛生、エネルギー、経済成長雇用、インフラ産業、都市、気候変動、森林生物多様性の10のゴールについて中心的役割を果たすことを方針とする。

【パリ協定】

・ 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）COP21において、初めて全ての締約国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス（GHG）の排出削減に取り組むことを約束した枠組み。世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及。また、「締約国は、（中略）長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半にGHGの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国のGHGの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体のGHGの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする」としている。全ての締約国が(1)自らが決定する貢献（排出削減目標等）を策定し国内措置を遂行、5年ごとにさらに野心的な貢献を提出し、(2)自国の取組状況を定期的に報告、レビューを受け、(3)世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う。日本政府は、途上国への気候変動対策支援を2020年に官民合わせて約1兆3,000億円にすることを含む「美しい星への行動 2.0(ACE 2.0)」を表明している。

テーマ① レビュー調査結果（論点1.1, 1.2）

■ 国際的援助潮流 【パリ協定】

- ・ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は2018年10月、「1.5℃特別報告書」を発表した。同報告書では、人類の活動により、工業化以前の水準と比べて、既に約1.0℃の気温上昇が引き起こされており、現在のペースが進めば、2030～2052年の間に、工業化以前の水準と比べて1.5℃上昇に到達する見込みであることを指摘。その上で、気温上昇を1.5℃に留めるためには、土地、エネルギー、産業、建物、運輸、都市等の各分野で、「迅速かつ遠大な」移行（“rapid and far-reaching” transitions）が必要であり、2050年頃に人為的なCO2排出量を差引（ネット）ゼロに抑える必要があると言及している。
- ・ 日本政府は、2019年6月11日に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しており、長期的なビジョンとして、「最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%のGHGの排出削減に大胆に施策に取り組むとしている。そのためにビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施し、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす」としている。

（レビュー調査最終報告書p4-2、4-3）

テーマ① 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- ・ 国際潮流と日本政府の方針の関係、開発協力大綱に基づく質の高い成長（助言 1）
- ・ 開発協力大綱で言及された女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民等の開発への参画の確保を理念に言及すべき（助言 2）
- ・ ミティゲーション・ヒエラルキー（回避＞最小化＞緩和＞代償）の考え方の考え方にに基づき、大規模な環境社会リスクは可能な限り回避すべきであるが、これを避けられない場合は最小化、緩和、オフセットすべき（助言 3）
- ・ 以下を「理念」に記載
（1）良好な自然環境を次世代さらにその次の世代に引き継ぐ視点、（2）仙台防災枠組・レジリエンスの視点（助言 4）
- ・ 石炭火力発電への支援に掛かる考え方を明記すべきとの意見とバランスを欠くとの意見（助言 5）

論点 1.3

事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計

■ 国際機関等によるGHG排出量の予測定量化

- 世銀ESS 3では、GHGとは、二酸化炭素（CO₂），メタン（CH₄），一酸化二窒素（N₂O），ハイドロフルオロカーボン（HFCs），パーフルオロカーボン（PFCs），六ふっ化硫黄（SF₆），三ふっ化窒素（NF₃）が対象。
- 国際機関におけるGHG排出量の予測定量化については次スライドのとおり。
- 赤道原則では、GHG排出量の算定は、例えば温室効果ガスプロトコル（GHG Protocol）のような国際的に認知された方法やグッドプラクティスに従い顧客が行い、スコープ1とスコープ2の排出量を対象とする。
- 現行のJICA GLにおいては、検討する影響のスコープに気候変動が含まれているものの、GHG排出量の算出ないしその報告についての規定は無い。JICAでは、気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT（Mitigation））をベースラインシナリオからのGHG排出削減量評価手法として採用している。

（レビュー調査最終報告書p4-18, 4-19）

テーマ① レビュー調査結果（論点1.3）

■ 国際機関等によるGHG排出量の予測定量化

	世銀	IFC	ADB
GHG 排出量の予測定量化の対象範囲	ESS3 では、以下を除く全ての案件について、事業のライフサイクルにおける年間の総 GHG 排出量を予測する(para 16)。二重計算を避けるためにスコープ 1 のみ対象(GN 16.1)。排出源が多岐であったり僅かであったりする場合（例：コミュニティ開発事業） 排出量が多くないと想定される場合（例：教育や社会保護にかかるプロジェクト）	CO2 換算で年間 25,000 トン以上排出する案件 (PS3, para8)。年間のスコープ 1 とスコープ 2 を定量化する (GN3, Annex A)	CO2 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上排出する案件、年間のスコープ 1 とスコープ 2 を定量化する (SPS Appendix 1, footnote 10)
算定の閾値	特になし	CO2 換算で年間 25,000 トン以上(PS3, para8)	CO2 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上 (SPS Appendix 1, footnote 10)
排出量計算の頻度	環境社会影響評価の一環として、事業実施前に 1 回推計(ESS 3, para 16)	年 1 回の定量化(PS3, para8)	年 1 回の定量化(SPS, para39)
情報公開の方法	プロジェクトのリスク分類に応じて、ESIA を通じて公表	借入人の年次報告書、または国際的かつ自主的な報告メカニズムの中で年間排出量を公表することを推奨	ESIA を通じて公表

論点 1.4

技術的・財政的に実現可能で費用対効果のあるGHG排出量削減のための代替案の分析

テーマ① レビュー調査結果（論点1.4）

■ 国際機関等の技術的・財政的に実現可能で費用対効果のあるGHG排出量削減のための代替案分析

世銀	IFC	ADB
設計建設供用時において、事業に由来する大気汚染を回避または最小化するために、代替策を検討し、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある対策を実施する(ESS 3, para15)	事業の設計及び運用において、GHG 排出を削減するための、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある代替案を検討する(PS 3, para7)	記載なし

- 赤道原則（EP）3（2013年6月）では、CO2換算で年間10 万トン超の排出が見込まれる場合、GHG排出量削減のための代替案の分析を行うことが求められている。（EP3 JUNE 2013, Annex A）

（レビュー調査最終報告書p4-19）

論点 1.5

世銀ESS4 構造物の設計における気候変動の 考慮

テーマ① レビュー調査結果（論点1.5）

■ 「災害の環境影響評価」

- 世銀ESS 4 「コミュニティの衛生と安全」では、借入人は国内法規定、EHS（Environmental, Health, and Safety）ガイドライン等に沿って、第三者や周辺コミュニティに危険が及ばないよう構造物の設計、建設、供用、解体を行う(para 6)。構造物の設計は、気候変動による影響を考慮する。洪水のような気候変動による影響に対処するための方策は、EHSガイドラインやGIIP（Good International Industry Practice）を参照する(ESS4 GN 6.4)。また、借入人は供用時の事故や自然災害（異常気象を含む）に対する一般の利用者の安全リスクを考慮する。

■ ESS4 「コミュニティの衛生と安全」

- インフラ構造物の安全性の確保：構造物の設計や建設は、周辺コミュニティの安全性も配慮して行い、その際は気候変動も考慮する。異常気象（気候変動に伴う急激 and/or 緩やかな気象の変化を含む）の発生リスクが高い場合、独立の専門家が当該構造物の設計の妥当性を確認する。
- IFCのパフォーマンススタンダード（PS）4「地域社会の衛生、安全、保安」と世銀ESS 4の間に大きなギャップは認められない。ただし、ESS4は構造物の安全性の点で気候変動を考慮することを求めている。

（レビュー調査最終報告書p4-16, 4-22）

テーマ① 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 気候変動への負の影響を適切に把握・対応するために、一定以上の排出量が想定される個別事業のGHG総排出量の推計が求められる。
(助言 6)
- 個別事業の環境社会配慮において、相手国全体や国際社会全体の排出削減目標への貢献等が検証されるべきという意見と、個別事業と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別するべきという意見 (助言 7)
- GHG排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階や個別事業形成段階といった段階に応じて検討の範囲が異なる。(助言 8)
- 構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、環境社会配慮では気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響を対象とすべき。但し、分析の範囲・深度は課題 (助言 9)

テーマ②対象事業、情報公開

テーマ② 対象事業、情報公開

	論点
論点2.1	対象とする協力事業に、民間連携事業(中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業)及びGreen Climate Fundからの受託事業を含めることの要否
論点2.2	協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否
論点2.3	環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス(ドラフトもしくは承認版)／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の公開期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ
論点2.4	モニタリング結果の公開

論点 2.1

対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）及び Green Climate Fundからの受託事業を含めることの要否

テーマ②レビュー調査結果（論点2.1）

1. 現行JICA GL 施行後に増えた協力事業

現行JICA GL施行後に追加された協力事業として、海外投融資、中小企業・SDGsビジネス支援事業が挙げられる。また、今後追加される予定の事業として緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）からの受託事業が挙げられる。海外投融資はGLを対象とする有償資金協力を該当するため、GLが適用されている。中小企業SDGsビジネス支援事業は、GL上の「対象とする協力事業」には該当しないが、「中小企業支援型」及び「SDGsビジネス支援型」の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業について、運用上はGLが適用されてきた。各事業の詳細は以下のとおり。

（１）海外投融資：2011年から2018年で24案件調印されており、産業人材育成事業、マイクロファイナンス事業、コーヒーバリューチェーン強化事業、アジア気候変動対策ファンドと小規模なものから工業団地、港湾整備、効率化ガス火力発電事業まで規模の異なるインフラ案件を含み、その環境カテゴリーもAからC、FIまで幅広く扱っている。

（２）中小企業・SDGsビジネス支援事業：原則として、中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」と、大企業を対象とした「SDGsビジネス支援型」の二つがある。「中小企業支援型」には、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の3つの支援メニューがある。「SDGsビジネス支援型」には、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の2つの支援メニューがある。

（レビュー調査最終報告書 p4-3, 4-4等）

2. これまでの対応

（１）中小企業・SDGsビジネス支援事業の「中小企業支援型」（旧名称：中小企業海外展開支援事業）の案件化調査、普及実証事業

概要は前述 1. のとおり。また、運用見直し時の提言を踏まえ、JICA GLに関するFAQでは、「協力準備調査（PPPインフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（案件化調査、普及実証事業）はJICA GL適用対象となります」と記載している。

（２）基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業

基礎調査は、前述 1. のとおり情報収集が主な目的であり、F/Sは実施しないため、GLの適用外とされている。また、案件化調査、普及・実証ビジネス化事業について、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針である。

参考：中小企業・SDGsビジネス支援事業



(JICAホームページより)

独立行政法人 国際協力機構

テーマ②レビュー調査結果（論点2.1）

- JICAは2017年に、国際機関である「GCF」（緑の気候基金）の認証機関として承認され、今後、**GCFの事業**を、独立行政法人国際協力機構法第13条第3項に基づき受託することが想定される。
- 現在はGCFへ提出する案件提案書を準備中の状況にあり案件の採択は未了である。GCFからの受託案件については、GCFの規程、要件等も踏まえつつ、GLを適用する方向で調整中。

（レビュー調査最終報告書 p4-4）

参考：GCFの案件承認プロセス

以下のプロセスを経てGCFが資金を供与する案件が採択、実施されます。

- 認証機関が、案件のプロポーザル（提案書）を作成し、事務局へ提出します。これより前に、任意でコンセプト・ノートを作成して事務局からフィードバックや助言を得ることも可能です。
- 事務局によるプロポーザルの審査が行われます。
- 事務局による審査を通過すると、独立技術審査パネル（independent Technical Advisory Panel：iTAP）において技術面での審査が行われます。
- iTAPでの審査を経て、理事会での審議に付されます。理事会でプロポーザルが承認されると、法務手続等、案件の実施にむけた手続が始まります。

（外務省ホームページ）

論点 2.2

協調融資案件におけるコモンアプローチの 導入適否

テーマ②レビュー調査結果（論点2.2）

協調融資

- JICAと国際金融機関との協調融資は、毎年10件程度行われている。
- 世銀のEnvironmental and Social Framework（ESF）のうち世銀が満たすべき要件を示すEnvironmental and Social Policy for Investment Project Financingは、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks：MDBs）や二国間開発機関と協調融資を行う場合には、「コモンアプローチの採用に合意するために協調融資先および相手国と協力する」と規定している。協調融資先のセーフガードポリシーを確認した上で、コモンアプローチをとってもESFのうち借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件であるESS 1- 10を満たすことが可能と判断される場合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能となっている。ただし、MDBs等が融資するコンポーネントも含めた事業全体のレビューやモニタリング、文書作成、情報公開といった手続きの共通化をどのように行うかについての具体的な方針は、ESFに書かれていない。2018年10月にESFが施行されて以降、ESFに沿ったコモンアプローチの事例は未だ確認されていない。（レビュー調査最終報告書執筆段階時点）
- ADBのSafeguard Policy Statement（SPS）は、「協調融資を実施する際には、ADBと協調融資相手の双方のセーフガードの原則を満たす形で、影響評価や計画プロセス、統一のセーフガード文書、コンサルテーション、情報公開等の要件を一本化するよう努力する」と規定している。（SPS, para 70）
- IFCのSustainability Policy（2012）およびパフォーマンススタンダードには、コモンアプローチにかかる記載はない。

テーマ② 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 中小企業・SDGsビジネス支援事業について、甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針の周知、提案企業への適切な説明と財政上の支援の必要性（助言1）
- Green Climate Fund及びそれ以外のJICA受託事業についても適切な環境社会配慮が行われるよう留意（助言2）
- 次期改定までに新しいスキームが創設された場合のGLの適否あるいは適用の方法に関する基本的考え方を整理すべき（助言3）
- コモンアプローチの在り方について、他の機関の動向の注視（助言4）
- 協調融資に際し、借入人の負担増とならないよう留意し、GL遵守を確保しつつ、部分的に共通化できるところから取り組むことが適当（助言5）
- 協調融資の場合、GLにて求める要件は原則として満たすことが求められる（助言6）

論点 2.3

環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の公開期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ

■ 情報公開に関する世銀等のセーフガード規定

- 世銀 Environmental and Social Policyでは、High Risk及びSubstantial Risk案件については、環境社会影響評価に基づくリスク影響に関する文書（EIA報告書含む）を世銀はアプレイザル前に公開する。これらの文書は案（ドラフト）の段階での公開を可としており、公開期間に関する規定はない。
- ADBでは、カテゴリAの案件の場合には、Draft EIAを理事会付議の120日前に公開することを義務付けている。（SPS, para 53）
- IFCでは、EIAの公開は必須とはなっていないが、代わりにIFCが作成する Environmental and Social Review Summary (ESRS)で必要な情報を整理し、理事会付議の前にカテゴリA案件では60日間以上、それ以外は30日間以上公開する。

（レビュー調査最終報告書p4-6）

■ 情報公開に関する現行JICAガイドラインの規定

- ・ 現行のJICA GLでは、カテゴリAプロジェクトについて、環境レビューに先立ち情報公開する文書として、「1)EIA報告書と環境許認可証明書（ECC）、2)大規模住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画（RAP）、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画（IPP）」が挙げられている。また、「EIA報告書は、合意締結の120日以前に公開する」ことが定められている。（GL 3.2.1、(1)、2）これを踏まえて、ECC取得済みのEIAを公開している。
- ・ しかし、環境当局による承認済みEIAを公開してから環境レビューを行うことが求められているため、レビューを通じてEIAの内容にコメントしようとしても、既に環境当局による審査と承認が終わっていることから、必要に応じて審査時に（ECCに対して）追加的に合意する必要が生じている。結果、相手国等はEIA報告書と審査時合意事項の両方を確認する必要が生じ、混乱を招くこともある。

（レビュー調査最終報告書p4-6）

■ 助言に対する対応状況確認

- 2018年11月の段階で、レビュー対象の100案件中、助言委員会が開催されたのは41案件であり、総助言数は557件であった。全557件のうち、550件が協力準備調査報告書への反映や審査時の相手国等との確認・合意を要するものであり、概ね対応されていたものの、一部対応が困難であったケースは後述の通り。また、事業実施段階に対する助言についても、対応がとられていることが確認されている。
- 助言が十分に反映されていなかった案件について、その要因は、助言委員会（環境レビュー段階）が開催されるタイミングではEIA報告書がすでに承認済みであったため、審査時に追加合意を行ったことなどがあげられる。

（レビュー調査最終報告書p4-11より抜粋、一部編集）

論点 2.4

モニタリング結果の公開

① レビュー調査結果（論点2.4）

■ JICA GL及び世銀等のモニタリング結果公開に係る規定

- JICA GLでは、モニタリング結果の情報公開については、「JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する（GL 3.2.2.7）」ことが求められている。
- ADB Safeguard Policy Statement（SPS）では、モニタリング結果のADBによるウェブサイト上での公開が規定されている。（SPS, para71）
- 世銀、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）及びアフリカ開発銀行（AfDB）の各セーフガードポリシー及び情報公開に関するポリシーでは、環境社会配慮事項に関するモニタリング結果の公開は規定されていない。
- 世銀のAccess to Information Directive/Procedureによれば、案件形成監理に係る世銀ミッションのaide-mémoireは世銀と相手国／借入人が合意した場合に公開される。（Access to Information Directive/Procedure, para 3a, revised April 2019）

（レビュー調査最終報告書p4-6, 4-7）

① レビュー調査結果（論点2.4）

■ モニタリング結果公開に係る現状（JICA）

- ・ 審査時等にモニタリング結果の情報公開にかかる合意が確認できたのは、8件の開発調査型技術協力プロジェクト及び10件のカテゴリCプロジェクトを除く82件のうち、環境モニタリング結果については45件であった（うち、社会面も合意しているのは19件）。
- ・ 国内法で求められていないことや実施機関の情報公開方針により、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、この理由として、先方政府の政策法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられる。
- ・ JICAGL施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業でモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計36案件中4件、社会モニタリングを必要とする計15案件中4件のみだったが、2017年度には、環境モニタリングを必要とする計38案件中20件、社会モニタリングを必要とする計14案件中12件となっている。

（レビュー調査最終報告書p4-6）

テーマ② 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- カテゴリA案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開プロセスの扱いは、迅速化の必要性、ステークホルダーへの周知と関与等を踏まえて検討すべき（助言7）
- カテゴリ A案件について公開する環境アセスメント報告書は、迅速性等を考慮し承認版ではなくドラフト版とする案に対し、許容する意見と条件付きとする意見あり（助言8）
- 公開期間の公開期間柔軟化について、特に 協調融資 において容認する意見と 現状を保つべき との意見あり（助言9）
- モニタリング結果の公開方法の見直しを求める意見、引き続き相手国に公開を促進できる方策を行うべきとする意見あり（助言10）

テーマ③国際基準、審査方法

テーマ③ 国際基準、審査方法

	論点
論点3.1	世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policyで規定されたカテゴリ分類(High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk)の参照の要否
論点3.2	相手国に求める要件について、世銀ESSとの乖離がないことの確認の要否
論点3.3	民間連携事業(海外投融資、協力準備調査(PPPインフラ事業))では、出融資先に求める要件について、IFC PSとの乖離がないことの確認の要否
論点3.4	エンジニアリングサービス(E/S)借款供与時の環境レビュー実施の要否
論点3.5	世銀ESS 9 Financial Intermediaries事業に求められるリスクに応じた要件の適用やESMSの構築の参照の要否

論点 3.1

世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示すEnvironmental and Social Policyで規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否

テーマ③ レビュー調査結果（論点3.1）

■ カテゴリ分類に関する世銀ESF等の規定

- 従来、世銀のOP 4.01では、プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模を踏まえて、カテゴリA, B, C, FIの4つに分類されていたが、Environmental and Social Policyでは、下記の関連事項を考慮して、High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Riskの4つに分類するとされた。定期的にはリスクは見直され、変更はウェブサイトで公開される。
 - プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模
 - 想定される環境社会リスク影響の性質と規模
 - 相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社会リスク影響を管理する能力、Environmental and Social Standard（ESS：世銀ESFのうち、借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの）に基づく管理へのコミットメント
 - 特定のプロジェクトの環境社会面の影響に対する緩和策の実績と結果
 - 提案される緩和策と技術の性質、ガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治安などに対する考慮
- 各ESSを遵守するため、借入人に求められる要件は、プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境社会リスクや影響に比例して段階的に設定されている。
（Environmental and Social Policy, para 6）
- 世銀ESFでは、リスク分類に際し、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない。（Environmental and Social Policy, para6）
- ADBのセーフガードポリシーでは、カテゴリ分類に際し、直接的、間接的、累積的影響、誘発された影響を考慮し決定されるが、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない。（SPS, para 50） IFCのセーフガードポリシーでは、カテゴリ分類に際し、潜在的な環境社会面の影響リスクを考慮するが、「不可分一体事業」については触れられていない。

論点 3.2

相手国に求める要件について、世銀ESSとの乖離がないことの確認の要否

テーマ③ レビュー調査結果（論点3.2）

- 世銀のセーフガードポリシー（SGP）からEnvironmental and Social Framework（ESF）への変更点
- ESFは、以下の文書から構成される包括的な文書である。
 - ・ A Vision for Sustainable Development：世銀の環境社会面の持続可能性に対するビジョンを示したもの
 - ・ World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing (Environmental and Social Policy)：世銀が満たすべき要件を示したもの
 - ・ Environmental and Social Standard (ESS)：借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの。ESS1～10の内容は以下のとおり。

ESS1	環境社会リスク影響の評価と管理
ESS2	労働と労働条件
ESS3	効率的な資源管理と汚染防止
ESS4	コミュニティの衛生と安全
ESS5	用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転
ESS6	生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理
ESS7	先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会
ESS8	文化遺産
ESS9	金融仲介機関
ESS10	ステークホルダーエンゲージメントと情報公開

テーマ③ レビュー調査結果（論点3.2）

■ 主要な変更点は以下のとおり

- ① セーフガードに関する9つの個別規程（OP, BP）を一本化。ESFには10のESSが含まれ、プロジェクトには全てのESSが適用される。旧SGPには含まれていない、もしくは独立した規定としては存在していなかったが、新たにESSとして示されたのは、労働と労働条件（ESS 2）、コミュニティの衛生と安全（ESS 4）、金融仲介機関（ESS 9）、ステークホルダーエンゲージメントと情報公開（ESS 10）である。
 - ② 従来のSGPでは、環境社会影響の程度に基づきカテゴリ分類を行っていたが、ESFでは当該事業の概要や環境社会リスク等に基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する。
 - ③ 環境社会配慮要件等の面で、IFCを始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化が図られている。
- ・ JICA GLには、「世界銀行のSGPと大きな乖離がないことを確認する」と記載がある。このため、2018年10月に運用を開始したESFのうち、プロジェクトに求める要件であるESSと大きな乖離がないことを確認すべきか、検討が必要。

（レビュー調査最終報告書p4-10）

論点 3.3

民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPPインフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PSとの乖離がないことの確認の要否

テーマ③ レビュー調査結果（論点3.3）

■ IFC

- IFCは「環境と社会の持続可能性に関するIFC政策（International Finance Corporation's Policy on Social and Environmental Sustainability）」と「環境と社会の持続可能性に関するPerformance Standards (PS)」を2012年に制定している。PSには以下の8分野の配慮事項が示されている。世銀ESSと比較すると、ESS 9, ESS 10はIFC PSには無い項目であるが、それぞれIFCのInterpretation Note on Financial Intermediaries（金融仲介機関のプロジェクトに対する環境と社会の持続可能性に関するIFC政策とPSの適用を定めたもの）とPS 1に含まれており、配慮対象項目に大きな乖離はない。

PS1	環境社会リスク影響の評価と管理
PS2	雇用と労働条件
PS3	資源効率と汚染防止
PS4	コミュニティの衛生と安全
PS5	用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転
PS6	生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理
PS7	先住民族
PS8	文化遺産

- PSの規定の解釈を支援するためにGuidance Note (GN) が公開されている。
- 民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPPインフラ事業））では、提案企業は通常、赤道原則（EP）に沿った環境社会配慮確認を行っている場合が多く、IFCのPSを参照することが一般的である。

テーマ③ レビュー調査結果（論点3.3）

■ EHSガイドライン

- 世銀グループのEnvironmental, Health and Safety (EHS) ガイドラインは、技術的な参考文献で、一般的な環境基準、排出基準、緩和策、安全対策、労働安全衛生（Occupational Health and Safety）等を含むガイドライン（一般EHSガイドライン）と、産業セクター別ガイドライン（産業セクター別EHSガイドライン）から構成される。
- 世銀、IFCは、相手国の基準とEHSガイドラインの基準レベルを比較し、より厳しい方をプロジェクトに適用する。ただし、借入人の技術面や財政面の制約等のプロジェクト特有の状況を考慮し、ESS等の目的を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、代替りの基準を適用することがある。（世銀ESS1, para18）（IFC, PS, para6, 7）

（レビュー調査最終報告書p4-11）

テーマ③ 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 世銀と同等のリスク分類手法の導入には実現可能性に課題がある。現行のカテゴリ分類をあえて変更する意義は見いだせない（助言１）
- 相手国に求める要件について、世銀ESSやIFCのPSを一律に適用するのではなく、それらの狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を柔軟に検討・採用することが肝要（助言２）

論点 3.4

エンジニアリングサービス（E/S）借款供与 時の環境レビュー実施の要否

テーマ③ レビュー調査結果（論点3.4）

■ E/S借款実施案件の環境レビュー実績の整理

- 100案件中、E/S借款は4案件（No.13,23,34,55）あり、何れの案件も、当該E/S借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S借款供与決定時には環境レビューは完了していない。

■ E/S借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認

- 100案件中、E/S借款は4案件（No.13,23,34,55）あり、環境社会配慮業務（EIA, RAP等の作成支援またはレビュー、モニタリング実施支援業務等）はE/S借款の一部として行われている。No.13は環境社会影響のモニタリング支援、No.23はJICA GLに沿ったEIA案のレビュー及び補完調査（用地取得はなし）、No.34はEIA、RAPの作成支援（用地取得未着手）工事未着工）、No.55はEIA等作成支援が行われる予定である。

■ 【追加調査アイテム】E/S借款

- 現行のGLでは、E/S借款においては、プロジェクト本体に対する円借款の供与決定時に環境レビューを行うことが認められているが、NGO等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されている。

論点 3.5

**世銀ESS 9 Financial Intermediaries事業に
求められるリスクに応じた要件の適用や
ESMSの構築の参照の要否**

世銀ESFに追加されたFIに関連する要件

- 世銀ESS9「FI」は、世銀から財政支援を受けるFI（Financial Intermediaries：金融仲介者）に適用される。（ESS9 para 4） 金融仲介者（FI）とは、国レベル、地域レベルの開発銀行も含み、政府または民間の財務サービスを提供する機関であり、産業セクター間の様々な経済活動への資金を仲介する。
- リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用する。他方、重大なリスクが生じるサブプロジェクトについてはESSsが適用される。（ESS9 para 11）
- FIが自ら行うサブプロジェクトの環境社会配慮確認プロセスは、ESMS（Environmental and Social Management System）として整備され、その内容は、主に環境社会配慮に関するポリシー、サブプロジェクトの環境社会配慮確認手順（カテゴリ分類、影響評価、モニタリング等）、実施体制と能力、モニタリングの実施と報告書の提出などから構成される。（ESS9 para14-23）
- IFCのInterpretation Note on Financial Intermediariesでは、IFCの資金調達によって支援されている活動が環境社会リスクをもたらす場合には、FIクライアントに対し、ESMSの構築と実施を要求する。ESMSの範囲や複雑性は環境社会リスクレベルに応じたものとし、PS1の要求事項を組み込んだものにすべきである。ハイリスクなサブプロジェクトには（その他の）PSも適用される。リスクの小さいサブプロジェクトのクライアントは、簡単なスクリーニングの実施が求められる。（IN13、footnote IN13）

テーマ③ 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 例外的にE/S借款期間中に用地取得等の実施が予見される場合には、E/S借款期間中に発生し得る環境や社会への望ましくない影響について、ガイドライン別紙1の要件が満たされるよう、検討すべき。（助言3）
- FI事業については、現行ガイドラインの規定を維持することが適切。ただし、カテゴリB及びカテゴリCのサブプロジェクトにかかる対応をガイドラインに明記すべき。（助言4）

テーマ④環境社会影響評価、代替案検討

テーマ④ 環境社会影響評価、代替案検討

	論点
論点4.1	「世銀ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照」について
論点4.2	「世銀ESS1 Annex 1 環境社会影響評価書(ESIA)の構成要素」について
論点4.3	「世銀ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照」について
論点4.4	「世銀ESS1 「不可分一体事業」、「派生的二次的影響」、「累積的影響」に係る定義の参照」について
論点4.5	「環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について」
論点4.6	「代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否、及び代替案検討の実施方法」

論点 4.1

**世銀ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、
環境社会履行計画に関する参照**

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.1）

■ 世銀ESFにおける記載

- 全般的事項として、世銀ESS1「環境社会リスク影響の評価と管理」では相手国等に対して以下の文書の作成が求められる。
 - ① 環境社会影響評価報告書（ESIA）の作成（論点4.2参照）
 - ② 環境社会履行計画（ESCP）の作成と合意
- ESCP：緩和策の実施、モニタリング計画等の重要点を整理した文書
- 公開されているESCPフォーム：

MATERIAL MEASURES AND ACTIONS		TIMEFRAME	RESPONSIBLE ENTITY/AUTHORITY
ESS 1: ASSESSMENT AND MANAGEMENT OF ENVIRONMENTAL AND SOCIAL RISKS AND IMPACTS			
1.1	ORGANIZATIONAL STRUCTURE [Specify whether additional staff need to be assigned/hired to work on the Project as in the example below]. Establish and maintain an organizational structure with qualified staff and resources to support management of E&S risks [including] [where relevant, identify specific positions for ESHS management that are a part of the organizational structure e.g. a biodiversity specialist and a health and safety specialist].	[Specify by when organizational structure/staff need to be in place e.g. An organizational structure including the two (2) additional specialist will be established within 30 days after Project effectiveness. The organizational structure, including the specialists, should be maintained throughout Project implementation]	
1.2	ENVIRONMENTAL AND SOCIAL ASSESSMENT [Borrowers are required to carry out environmental and social assessment (ESA), which may involve different methods and documentation, as indicated in ESS1 Annex 1 para. 5. If the ESA is a draft that needs to be updated, a commitment to make that update should be reflected in the ESCP. If no further assessment is required as per Project screening, no additional action need be included in the ESCP. See example of an action below]. Update, adopt, and implement, the Environmental and Social Impact Assessment that has been prepared for the Project, in a manner acceptable to the [Bank/Association].	[Indicate timing for preparing the ESA or, if already prepared, the need for implementing the mitigation measures contained in the ESA throughout the Project implementation].	
1.3	MANAGEMENT TOOLS AND INSTRUMENTS	[Indicate timing for instruments]	

論点 4.2

世銀ESS 1 Annex 1 環境社会影響評価書 (ESIA) の構成要素

■ EIAにおいてGLに記載の必要な項目が含まれているかの確認

- ・ カテゴリA案件(計41件)中、EIAにおいてGLに記載の必要な項目が含まれているかの確認については、審査時まで全ての項目を確認済みである。

（参考）環境社会影響評価書（ESIA）の構成要素

世銀ESS 1「Annex 1 D. Indicative Outline of ESIA」より引用

(a) Executive summary:

(b) Legal and Institutional Framework:

(c) Project description:

(d) Baseline data:

(e) Environmental and Social Risks and Impacts:

(f) Mitigation Measures:

(g) Analysis of Alternatives:

(h) Design Measures:

(i) Key Measures and Actions for the Environmental and Social Commitment Plan (ESCP):

(j) Appendices:

論点 4.3

世銀ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.3）

■ 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用

ESS1 Para18-19には以下について記載有。

- ・ 世銀が、相手国の環境社会配慮フレームワークをレビューし、ESSの各要件を満たした形でプロジェクトのリスクや影響に適切な対応がなされたと判断した場合、ESSの代わりに同フレームワーク（のすべてまたは一部）を活用することも可能である。

（レビュー調査最終報告書p4-10）

論点 4.4

世銀ESS 1 不可分一体事業、派生的二次的
影響、累積的影響に係る定義の参照

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.4）

■ 派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業に関する、JICA GL FAQでの説明

JICA GLに関するFAQ「環境社会配慮項目に関する質問」では、国際金融公社（IFC）Performance Standard 1の定義を参考に以下のように整理し、これらの影響の可能性がある場合には、対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとしている。

◆ 不可分一体事業について

JICAが協力を行わない関連事業のうち、①仮にJICAが協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICAが協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。不可分一体事業について、JICAは、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書（住民移転計画、環境アセスメント報告書等）がJICA環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。

◆ 派生的二次的な影響について

「JICAが協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。

◆ 累積的影響について

「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点（例えばスコーピング時点）で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICAが協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。

例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。⁶⁶

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.4）

■ 「派生的二次的影響」「累積的影響」の事例整理

- ・ 派生的・二次的影響：2案件（No.21, 41）で特定された。No.21については、道路周辺の商店や家屋が増加することが予測されたことから、廃棄物減量化適正処理対策及び生活排水等による水質汚濁対策を進めていくよう、問題提起を行っている。No.41については、発電所施設等の存在による道路の整備、維持管理や、住民への社会サービス提供等の正の影響が特定されているが、正の影響のみであるため、緩和策は実施していない。
- ・ 累積的影響：2案件で特定されており、発電案件における既設発電所との大気水質などにおける累積的影響（No.19）、地熱発電所案件のフェーズ5における、当該エリアでの生物多様性保全、大気、水質、騒音、土壌、廃棄物等のこれまでに影響を踏まえた今後の開発による累積的影響（No.35）が特定されている。

（レビュー調査最終報告書p4-20）

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.4）

■ 派生的・二次的影響のMDB（国際開発金融機関）等の対応

- 世銀：間接的影響（indirect impact）とは、合理的に予測できる範囲で、本事業により将来もしくは異なる場所で引き起こされる予測可能な影響を指す、また誘発された影響は対象外である。（ESS 1, footnote 21） 派生的・二次的・累積的影響も含めたすべての影響について(ESAIにて) 考慮する。（ESS1, footnote 23）
- ADB：借入人や顧客は直接的、間接的、累積的、または事業により誘引されて生じる、物理的、生物的、社会経済的、文化的資源に対する環境影響やリスクを調査の早い段階で特定し、被影響住民や関心のあるNGOを含む関係者との協議を通してその重大性や影響範囲を決定する。（SPS, Appendix 1, para 4）
- IFC：プロジェクトに起因する将来もしくは異なる場所で行われる可能性のある、計画されていないが予測可能な開発による影響、または生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える、間接的なプロジェクトの影響。（PS1, para 8）

（レビュー調査最終報告書p4-21抜粋。一部修正）

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.4）

■ 累積的影響のMDB等の対応

- 世銀：累積的影響（cumulative impact）とは、過去、現在及び合理的に予測できる将来の、（世銀事業に）関係する他の開発によって増加される影響のことをいう。また、本事業を実施することにより、将来的にあるいは他の場所で実現可能となる、（未計画だが予測可能な）活動によって追加される影響も含まれる。累積的影響は、個々には軽微だが、一定の期間において集合すると重大となり得る活動により引き起こさる。環境社会評価では、科学的根拠に基づき重要とされる累積的影響を考慮するとともに、事業により影響を受ける者の懸念事項を反映させる。潜在的な累積的影響は可能な限り早い段階、できればスコーピングの段階で特定される。（ESS 1, footnote 22）派生的・二次的・累積的影響も含めたすべての影響について（ESAIにて）考慮する。（ESS1, footnote 23）
- ADB：プロジェクトにより影響を受ける範囲として、当該事業のさらなる開発、同地域内において同様の影響を与える要因、既存のプロジェクトや状況、そしてプロジェクトに起因する、アセスメントの実施段階において計画されているその他開発により生じる累積的影響により、潜在的に影響を受ける地域及びコミュニティ。（SPS, Appendix 1, para 6）
- IFC：リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積のこと。（PS1, para8）

（レビュー調査最終報告書p4-21抜粋。一部修正）

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.4）

■ 「不可分一体の事業」の事例整理

- ・ 不可分一体：カテゴリC（10件）を除く90案件を対象に不可分一体事業についてレビューをしたが、4案件で特定され、電力事業のスイッチヤード事業（No.19）、既存の汚泥処分場もEIAの対象となっている下水処理場改修事業（No.22）、協調融資の道路案件のMDBs区間事業（No.28）、地熱案件の自国負担部分の掘削井事業（No.35）となっていた。

（レビュー調査最終報告書p4-20）

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.4）

■ 不可分一体事業のMDB等の対応

- 世銀：付帯施設（associated facilities）とは、（世銀が支援する）事業の一部として融資されないが、事業と直接かつ密接に関係しており、かつ事業と同時に実施されるもしくは実施が計画されており、事業が成り立つために不可欠で、事業が実施されなければ建設や拡張、実施が行われないと世銀が判断する施設もしくは活動を指す。（ESS 1, para11） また、不可分一体事業は、借入人が管理権限や影響力を及ぼしうる範囲内のみで、ESSを満たすことが求められる。（ESS 1, para10）
- ADB：（ADBが支援する）事業の一部としては実施されず（借入人や顧客、あるいは第三者から別個に資金提供される等）、その実現可能性や存在が完全に支援対象事業に依存しており、その資材サービスは支援対象事業の円滑な運営のために不可欠であるような関連事業（SPS, Appendix 1, para 6）
- IFC：事業の一部として実施しない関連施設のうち、①その事業がなければ、その施設は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連施設がない場合には、その事業は実行可能性がない施設（PS1, para8）

（レビュー調査最終報告書 p4-20）

テーマ④ 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 世界銀行ESFの運用等に係る動向については、情報収集を行うこと。（助言1）
- ESCPについては、JICAの既存の運用で代替できる文書があれば活用した方がいいという意見がある一方、さらなる環境社会配慮の向上に資する側面があることを念頭に、進捗管理の能力強化と向上について「見える化」する工夫をすべきという意見もあった。（助言2）
- 世銀ESS 1 Annex 1.に記載されているアセスメント手法について、JICA GLとの関係を整理し、必要に応じて改定のための検討課題に加えること。（助言3）
- 最終的には自国のフレームワークを使って、より高い水準の環境社会配慮を実施できるための能力と経験を獲得できるように、JICA側は支援姿勢を堅持ないし発展させるべき。（助言4）
- 相手国等の環境社会配慮フレームワークを活用する場合には、JICA GLで求められる内容との比較検討を行ったうえで、必要な支援を講じるような枠組みを検討すること。（助言5）

テーマ④ 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 不可分一体事業について、相手国がJICA GLの水準を満たしていない場合には、同水準の確保を最大限、働きかけること。（助言6）
- 不可分一体事業の定義についてはJICA GLの運用見直しで作成されたFAQの内容が具体的であり、JICA GLに盛り込むことを検討すべき。（助言7）
- 不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響等は対象事業単体のみでは見過ごす可能性がある環境社会面の影響について多くの委員から懸念する旨の声があり、現実的・合理的・包括的配慮を検討すべきとの意見があった。（助言8）

論点 4.5

環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象 及びその手法について

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.5）

■ 「費用便益の定量化方法」に係る、JICA、世銀、ADB、IFCの取り扱い

- JICAの「基本的事項」では、環境影響に関する費用便益の定量化は求められていない。
- 世銀ESS 1では、代替案比較の際に、環境社会影響の定量化を可能な範囲内で行い、実施可能であれば経済価値を付す。（ESS 1 Annex1-D） また、環境社会関連の費用便益のうち、定量化が可能なものを経済分析に取り入れる。（Guidelines for Economic Analysis of Power Sector Projects, 2015） GHG排出増／減についてはそれぞれ費用／便益に計上し、計上する場合はShadow price of carbon in economic analysis Guidance Note（2017）を参考にshadow priceを用いることが同GNで推奨されている。
- ADBのSPSでは、「様々な代替案の環境費用便益を考慮して、プロジェクトサイト、設計、技術等の選定を行うとしている」が、定量化については規定されていない。（SPS, Safeguard Requirements 1: environment） 一方、経済分析において、GHG排出増／減をそれぞれ費用／便益に計上する。GHG排出量の経済価値は、IPCC報告書を参考に全案件で統一の価格を用いている。（Guidelines for the Economic Analysis of Projects, ADB, para160, 161）
- IFCのGNでは、「クライアントは経済面、財政面、環境及び社会面の費用便益を考慮すべき」とされているが、定量化については規定されていない。（PS 1, Guidance Note, para 61）

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.5）

- 環境社会配慮関連費用便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認
 - ・ JICA：費用については、用地取得費用や環境管理計画（EMP）、環境モニタリング計画（EMoP）の実施にかかる費用の定量的評価が行われている。一部、GHG排出量を、EIRRを算出するための経済分析において排出量の差分を計上している例がある。また、事業による正負のインパクトや事業外部の要因等について、定性的な評価が行われている。
- 環境社会配慮関連費用便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認
 - ・ JICA：カテゴリC（10件）を除く90案件中、44案件においてEIRRの計算に環境社会費用便益が含まれていた。また、45案件（無償案件〔カテゴリC除く19件〕、7件はFI案件、7件は開発調査型技術協力、3件は技プロ、3件はE/S案件、6件は中小企業支援案件）はEIRR算出を行っていない。

（レビュー調査最終報告書p4-17より抜粋、一部編集）

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.5）

■ GHG排出量の費用便益への計上

- レビュー調査対象案件を含むJICA案件では、環境社会関連の費用便益のうち、GHG排出量は広く受け入れられた市場価格が既にあるため、EIRRを算出するための経済分析において排出量の差分を計上している。特に、GHG排出量の多い大規模発電事業を中心に計上を行っている。
- ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化事業（No.1）では老朽化した火力発電所の既設発電設備に替え、高効率の熱供給型コンバインドサイクル発電プラント（CCPP）を導入する案件であり、Blue Next（当時）の認証排出削減量のスポット価格の平均を用いてGHG排出削減量が便益に計上された。
- イラン国シャヒードラジャーイー発電所建設事業では、新規の発電所建設案件であり、欧州排出権取引制度の取引価格を用いてGHG排出量が費用に計上された。
- 上記のとおり、レビュー調査対象案件では、用地取得費用やEMP、EMoPの実施等に係る費用が事業費の算定に含まれている。また、GHG排出量は市場価格が既にあるため、EIRRを算出するための経済分析において排出量の差分を計上している。特に、GHG排出量の多い大規模発電事業を中心に計上を行っている例がある。

（レビュー調査最終報告書p4-15抜粋、一部編集）

論点 4.6

代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否、及び代替案検討の実施方法

テーマ④ レビュー調査結果（論点4.6）

■ 代替案検討の実施方法

① MDB

- SEAとEIAそれぞれの段階での代替案の検討については以下の通り。なお、現行のJICA GLでは、SEAとEIAそれぞれの段階における代替案検討の方法が記載されておらず、また、「プロジェクトを実施しない案」にゼロオプション（注：事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ。次頁参照）を含めるか明記されていない。

(1) SEA（戦略的環境アセスメント）段階

- 世銀やIFC、ADB等のSGP上、SEA段階における代替案検討に係る規定は記載されていない。

(2) EIA段階

- 世銀ESS、ADB SPS、IFC PSにおける代替案検討に関する記載は以下のとおり。

1) 世銀

- 環境社会への潜在的な影響について、事業の場所や技術、設計、運用手法に関し、事業を実施しない案も含め、実現可能な代替案の比較検討を行う
- 環境及び社会への影響について、代替案による緩和実効性を次の観点から評価する。緩和策に係る資本及び経常費用、局地的条件への適合性。緩和策実施のための、制度、訓練及びモニタリングでの要件
- 各代替案に対し、可能な限り環境社会への影響と経済的価値の定量化を行う。(ESS1, Annex 1 D. Indicative Outline of ESIA, (g))

2) ADB

- 事業の場所や設計、技術、構成要素について、事業を実施しない案を含む代替案と、各代替案の環境社会への影響を検討し、特定の事業案を採用した理由を記録する。(SPS, 1. Environmental Safeguards para3)
- 事業の場所や設計、技術、構成要素について、事業を実施しない案を含む代替案について、各代替案の環境社会への影響に関し、想定される影響に対する緩和策の実行性、資本及び経常費用、局地的条件下での適合性、制度、訓練及びモニタリングでの要件の観点から検討する。また、提案された特定のプロジェクト設計を選択するための基礎情報と、推奨される排出レベルと汚染防止と削減へのアプローチを記載する。(SPS, Annex to Appendix 1: Outline of an Environmental Impact Assessment Report, F.)

3) IFC

- 重大な負の影響を及ぼしうる事業については、技術的、財務的に実現可能な代替案の検討を含む、包括的な環境社会リスク及び影響評価を行う。(PS 1, footnote 11, GN25)

■ 代替案検討の実施方法

② 日本

- ・ 配慮書段階で、複数案の一つとして「当該事業を実施しない案」を含めるよう努めることが求められる。さらに、「事業を実施しない案」には、ゼロオプション「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ」が含まれる。（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月））
環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成九年十二月十二日環境庁告示第八十七号）最終改正：平成二十六年六月二十七日環境省告示第八十三号（以下、「基本的事項」）
- 第一、一
(3) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置規模又は建造物等の構造配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 第一、三
(3) 位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- ・ 「基本的事項」では、個別事業のEIA段階のスコーピング段階で、「建造物の構造配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として」（「基本的事項」第四の五(3)ア）複数案検討が、DF/R段階で「環境保全措置についての複数案」（同第五の二(5)）が求められている。

■ 代替案検討の実施方法

③ プロジェクトを実施しない案の考え方

- 世銀プロジェクトのESIAでは、“without project”として、世銀のプロジェクトを実施しない場合が検討されているが、当該プロジェクト以外の別の方法（EIAが要求されない方法）で事業目的を達成する案は考慮されていない。
- ADBプロジェクトのESIAも同様に、ADBのプロジェクトを含む一切の事業が実施されない場合が検討されており、当該プロジェクト以外の別の方法（EIAが要求されない方法）で事業目的を達成する案は考慮されていない。
- JICA GLでは、戦略的環境アセスメントとEIAそれぞれの段階における、代替案検討の方法について記載されておらず、また、「プロジェクトを実施しない案」に、日本の環境省技術ガイドの考え方と同様のゼロオプションを含めるか明記されていない。
- 世銀、ADBでは、「プロジェクトを実施しない案」に、日本の環境省技術ガイドの考え方と同様のゼロオプションは含まれない。

（レビュー調査最終報告書p4-13）

テーマ④ 助言の概要

助言全文は参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご確認ください

- 費用便益の定量化対象及びその手法については、代替案分析等でこれまで通り検討することを基本とすること。その場合、インフラセクター毎の便益を標準化することが望ましい。（助言9）
- 事前のプロジェクト評価においては、経済効率性と環境社会配慮との調和が理解しやすい費用対効果分析結果の明示が望まれる。（助言10）
- 想定されうる代替案のオプションを幅広くリストアップし比較検討することが重要であることに鑑みると、例えば、特に上流段階から支援を行う場合には、ゼロオプションに該当するような幅広い視点に立った代替案検討を行うこと。（助言11）
- 「プロジェクトを実施しない案」については従来通り代替案検討に含めること。（助言12）
- 現行のJICA GL別紙2「代替案の分析」に記載のある内容を維持すること。（助言13）